

〔設置者〕 あて

令和 第 年 月 日

目黒区長 ○○ ○○

公園施設設置許可について

令和 年 月 日付けで申請のあった、区立○○○○公園における公園施設の設置について、都市公園法第5条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 公園施設の種類及び数量
- 設置目的
- 設置期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 設置場所
目黒区 丁目 番 号 （目黒区立○○○○公園内）
- 公園施設の構造及び規模
- 設置物件の管理方法
- 使用料
年額 円（設置事業者決定通知書のとおり）
- 設置条件
裏面記載のとおり

設 置 許 可 条 件

(設置上の制限)

第1条 設置者は、公園施設を表面記載の設置目的以外の用途に供してはならない。

2 設置者は、公園施設について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ目黒区(以下「区」という。)から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 設置者は、公園施設を第三者に使用させてはならない。

(善管注意義務)

第2条 設置者は、公園施設及び諸設備の維持管理等について、善良なる管理者の注意を怠ってはならない。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第3条 使用料は、区の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに指定する場所に納付しなければならない。

2 使用料を納付期限までに納付しない場合、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条の規定に基づき、延滞金を徴収する。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(光熱水費等の負担)

第4条 設置者は、公園施設に付帯する電気・ガス・水道・電話等の諸設備の使用に必要な経費を全額負担しなければならない。

(設置許可の取消又は変更)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可の全部若しくは一部を取消又は変更することがある。

(1)公園施設を区が公用又は公共用に供するため必要とするとき。 (2)設置者が設置許可条件に違反したとき。

(3)公園施設を区が売却するとき。 (4)設置者が「自動販売機(飲料水)設置事業者募集要項」の応募資格を失ったとき。

2 設置者が設置許可の内容を変更する場合は、変更日の1か月前までに変更の申請をしなければならない。

(原状回復)

第6条 設置者は、設置期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により設置許可を取り消されたときは、ただちに公園施設を自己の責任及び負担により原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、設置者は一切の補償を区に請求することができない。

2 設置者が前項の義務を履行しないときは、区が執行し、その費用を徴収する。

(損害賠償)

第7条 設置者は、その責に帰する事由により公園施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、設置者がこの設置許可書に定める義務を履行しないため区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 設置者は、公園施設について支出した有益費・必要費その他の費用を区に請求することはできない。

(売上額等の報告)

第9条 設置者は、自動販売機別、品目別に販売個数及び売上額等(預かり金及び消費税含む)を毎月末に集計し、翌月5日までに報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告しなければならない。

(実地検査等)

第10条 区において必要があるときは、公園施設について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(不服申立等の教示)

第11条 この設置許可(使用料に係る部分を除く。)について不服があるときは、この設置許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求を、6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。)として取消しの訴えを提起することができる。

2 この設置許可(使用料に係る部分に限る。)について不服があるときは、この設置許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求についての裁決に不服があるときは、その裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。)として取消しの訴えを提起することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求についての裁決を経ないで目黒区を被告として取消しの訴えの提起をすることができる。

(1)審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(疑義の決定)

第12条 この設置許可について疑義のあるとき、又は公園施設の使用等について疑義が生じたときは、すべて区の決定するところによる。

便 益 施 設 設 置 許 可 書

第 号
令和 年 月 日

〔設置者〕 あて

目黒区長 ○○ ○○

令和 年 月 日付で申請のあった、オーパス夢ひろば便益施設の設置について、目黒区ふれあい広場の設置及び管理に関する要綱第 11 条第 1 項第 4 号の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 設置期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 便益施設の構造および規模
- 3 使用料
_____ 円（年額）
- 4 便益施設の管理方法
- 5 工事の実施方法
工事期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 6 設置条件
裏面記載のとおり

便 益 施 設 設 置 許 可 条 件

(設置上の制限)

第1条 設置者は、広場施設を自動販売機（飲料）の設置目的以外の用途に供してはならない。

2 設置者は、広場施設について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ目黒区（以下「区」という。）から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 設置者は、広場施設を第三者に使用させてはならない。

(善管注意義務)

第2条 設置者は、広場施設及び諸設備の維持管理等について、善良なる管理者の注意を怠ってはならない。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第3条 使用料は、区の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに指定する場所に納付しなければならない。

2 使用料を納付期限までに納付しない場合、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条の規定に基づき、延滞金を徴収する。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(光熱水費等の負担)

第4条 設置者は、広場施設に付帯する電気・ガス・水道・電話等の諸設備の使用に必要な経費を全額負担しなければならない。

(設置許可の取消又は変更)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可の全部若しくは一部を取消又は変更することがある。

(1) 広場施設を区が公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(2) 設置者が便益施設設置許可条件に違反したとき。

(3) 設置者が「自動販売機（飲料）設置事業者募集要項」の応募資格を失ったとき。

2 設置者が設置許可の内容を変更する場合は、変更日の1か月前までに変更の申請をしなければならない。

(原状回復)

第6条 設置者は、許可期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により設置許可を取り消されたときは、ただちに広場施設を自己の責任及び負担により原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、設置者は一切の補償を区に請求することができない。

2 設置者が前項の義務を履行しないときは、区が執行し、その費用を徴収する。

(損害賠償)

第7条 設置者は、その責に帰する事由により広場施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、設置者がこの設置許可書に定める義務を履行しないため区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 設置者は、広場施設について支出した有益費・必要費その他の費用を区に請求することはできない。

(売上額等の報告)

第9条 設置者は、自動販売機別、品目別に販売個数及び売上額等（預かり金及び消費税含む）を毎月末に集計し、翌月5日までに報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告しなければならない。

(実地検査等)

第10条 区において必要があるときは、広場施設について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(不服申立等の教示)

第11条 この設置許可（使用料に係る部分を除く。）について不服があるときは、この設置許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。）として取消しの訴えを提起することができる。

2 この設置許可（使用料に係る部分に限る。）について不服があるときは、この設置許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求についての裁決に不服があるときは、その裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。）として取消しの訴えを提起することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求についての裁決を経ないで目黒区を被告として取消しの訴えの提起をすることができる。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(疑義の決定)

第12条 この設置許可について疑義のあるとき、又は広場施設の使用等について疑義が生じたときは、すべて区の決定するところによる。

令和 年度 自動販売機売上実績報告書

目黒区長 あて

住 所
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

印

下記施設に設置している自動販売機について報告します。

記

1 設置施設名

2 売上げ実績

報告月	(容器種別名)					
	本数	売上金額	本数	売上金額	本数	売上金額
4 月	個	円	個	円	個	円
5 月	個	円	個	円	個	円
6 月	個	円	個	円	個	円
7 月	個	円	個	円	個	円
8 月	個	円	個	円	個	円
9 月	個	円	個	円	個	円
10 月	個	円	個	円	個	円
11 月	個	円	個	円	個	円
12 月	個	円	個	円	個	円
1 月	個	円	個	円	個	円
2 月	個	円	個	円	個	円
3 月	個	円	個	円	個	円
合 計	個	円	個	円	個	円

- ※ 設置自動販売機ごとに作成し、許可書を交付した部署に提出してください。
- ※ 販売品目の容器種別ごとに記入してください。